

足立区議会情報公開条例

(平成12年12月22日条例第122号)

改正 平成14年12月20日条例第61号

平成16年3月24日条例第26号

平成16年12月17日条例第58号

平成26年3月28日条例第43号

平成28年3月25日条例第38号

目次

第1章 総則(第1条~第5条)

第2章 情報の開示(第6条~第15条)

第3章 審査請求(第16条)

第4章 足立区議会情報公開審査会(第17条~第22条)

第5章 情報公開制度の運営(第23条~第28条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとりた足立区政を実現するために、足立区議会(以下「議会」という。)の総合的な情報公開を積極的に進め、議会の諸活動を区民に説明する責任を全うし、もって議会に対する区民の理解と信頼を深め、足立区政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報 議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(マイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、議会

事務局の職員が組織的に用いるものとして、足立区議会議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（２） 情報の開示 議長が、この条例の規定に基づき、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

（議長の責務）

第３条 議長は、第１条の目的を達成するため、情報を開示することを原則としなければならない。

２ 議長は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の開示を求める区民の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、議長は、個人生活に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

３ 議長は、この条例に定める情報公開制度が適正かつ有効に活用されるよう条例の目的、内容及び運用等の周知に努めなければならない。

（情報の管理）

第４条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため情報を適正に管理するものとする。

２ 議長は、情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他情報に関する必要な事項について定めなければならない。

（利用者の責務）

第５条 この条例の規定に基づき、情報の開示を受けようとする者は、この条例の目的に即して情報の開示を求める権利を適正に行使するとともに、その権利の行使によって得た情報を適正に使用しなければならない。

第２章 情報の開示

（情報の開示を請求できるもの）

第６条 次の各号に掲げるものは、議長に対して情報の開示を請求することができる。

- (1) 足立区内(以下「区内」という。)に住所を有する者
- (2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 区内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報の開示を請求する理由を具体的に示すことのできるもの

(情報の開示の請求方法)

第7条 この条例の定めるところにより情報の開示を請求しようとするものは、議長に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれに掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの 当該情報の開示を請求する理由
- (3) 開示を請求しようとする情報名又は情報を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、議長は、別に定めるところにより、開示の請求(以下「開示請求」という。)を電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と開示請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理機をいう。)を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた開示請求については、第1項に規定する開示請求書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 第2項の規定により行われた開示請求は、同項の議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したも

のとみなす。

- 5 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（情報の開示義務）

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該情報の開示をしなければならない。

（1） 個人生活に関する情報で特定の個人が識別されうるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該情報が公務員等（独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員を含む。以下同じ。）の職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

（2） 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の利益を明らかに損なうと認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（3） 会派の活動に関する情報であって、開示することにより会派の活動に著しい支障が生ずると認められるもの

- (4) 議会の事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの
- ア 争訟、交渉、契約、検査、調査、研究、人事管理等議会の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 議会及び議会以外の区の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - ウ 議会運営に関する情報であって、開示することにより重大な社会的障害の発生のおそれのあるもの
- (5) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(情報の一部開示)

第9条 議長は、開示の請求に係る情報に、前条各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合は、これを可能な限り区分し、非開示情報を除いて情報の開示をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 議長は、開示請求に係る情報に非開示情報(第8条第5号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該情報を開示することができる。

(情報の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(情報の開示の決定及び通知)

第12条 議長は、開示請求書を受理したときは、全部開示、一部開示、全部非開示、不存在及び存否非開示などの決定（以下「開示等の決定」という。）は速やかに行うものとし、受理した日の翌日から起算して14日以内に、開示の請求に係る情報の開示等を決定しなければならない。

2 議長は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知しなければならない。

3 議長は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、受理した日から60日を限度としてその期間を延長することができる。

4 議長は、第1項の規定により開示しない旨の決定（情報の一部を開示しない旨の決定を含む。以下「非開示決定」という。）をするときは、第2項の規定による通知書に非開示の理由を付記しなければならない。

5 議長は、非開示決定をする場合において、非開示でなくなる期日が明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

6 開示請求に係る情報が著しく大量であるため、受理した日から60日以内にそのすべてについて第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第3項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に第1項の決定をすれば足りる。この場合において、議長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について第1項の決定をする期限

7 開示請求者は、第1項に規定する期間内に開示等の決定がされない場合であって第3項の規定による期間の延長がされないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示等の決定がされない場合には、前項後段の規定による通知を受けた場合を除き、議長が開示の請求に係る情報について非開示決定をしたものとみなすことができる。

8 開示請求者は、第6項第2号の期限内に開示等の決定がされない場合には、議長が同項の残りの情報について非開示決定をしたものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 開示請求に係る情報に議会以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の表示その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 議長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(情報の開示の方法)

第14条 情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による情報の開示にあっては、議長は、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 開示決定に基づき情報の開示を受ける者は、第12条第2項の規定による通知があった日から90日以内に当該開示決定に係る全ての情報の開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないときは、当該情報は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。

(費用負担)

第15条 この条例の規定による情報の閲覧については、無料とする。ただし、開示の請求に係る情報に非開示情報が記録されているため、写しの

作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合、当該情報に係る写しの作成又は被覆の処理に要する費用は、開示請求者の負担とする。

- 2 この条例の規定による情報の写しの交付については、写しの作成及び送付に要する費用を、開示請求者の負担とする。

第3章 審査請求

(審査請求があった場合の手続)

第16条 この条例の規定により議長がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為について不服があるものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求をすることができる。

- 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。
- 3 議長は、第1項の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が明らかに不合法であることを理由として却下するときを除き、足立区議会情報公開審査会の意見を聴き、速やかに審査請求についての裁決をしなければならない。

第4章 足立区議会情報公開審査会

(設置)

第17条 議会の総合的な情報公開の推進を図り、開示請求者の救済機関としての役割を果たすため、足立区議会情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第18条 審査会は、委員6人で組織する。

- 2 審査会の委員は、足立区議会議員のうちから議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会に会長及び副会長を置く。
- 5 会長及び副会長は、委員が互選する。

(会議)

第19条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。

(調査権限)

第20条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示等の決定に係る情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報の開示を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示等の決定に係る情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(意見聴取等)

第21条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、学識経験者及び議会事務局の職員その他の関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(秘密の保持)

第22条 委員（職を退いた後も含む。）は、調査を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。学識経験者及びその他の関係人であっても、同様とする。

第5章 情報公開制度の運営

(情報検索目録等の作成)

第23条 議長は、情報の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供する

ものとする。

(情報公開及び情報提供の総合的な推進)

第24条 議長は、この条例で定める情報の開示のほか区民等が議会の活動に関する情報を積極的に利用し、活用できるよう情報公開及び情報提供の総合的な推進に努めなければならない。

2 議長は、前項の規定に基づく情報公開及び情報提供の総合的な推進にあたっては、その情報が迅速かつ容易に得られるよう、広報活動の充実、会議録、委員会の記録その他議会資料の整備等の情報提供施策の充実に努めなければならない。

3 議長は、効果的な情報提供を実施するため、区民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。

(情報公表制度)

第25条 議長は、区民の区政への参加をより一層推進し、又は区民の福祉を向上させるために必要な情報については、積極的に公表しなければならない。ただし、当該情報について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第8条各号に規定する非開示情報に該当するときは、この限りでない。

2 議長は、同一の情報につき開示請求を受けて開示をした場合等で、区民の利便及び議会運営の効率化に資すると認められるときは、当該情報を公表するよう努めるものとする。

3 議長は、前2項に規定する公表のための制度の整備に努めるものとする。

(他の法令等との調整等)

第26条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する議会情報の開示については適用しない。

(1) 法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められているもの

(2) 図書、資料及び刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書室等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理しているもの

(実施状況の公表)

第27条 議長は、毎年1回議会における情報の開示等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

付 則 (平成14年12月20日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月24日条例第26号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年12月17日条例第58号)

この条例は、足立区行政手続等における情報通信の技術の使用に関する条例(平成16年足立区条例第49号)の施行の日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日条例第43号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月25日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 議長がした開示請求に係る開示等の決定又は不作為についての不服申立てであって、施行日前にされた開示等の決定又は施行日前にされた請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。